

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和4年3月8日(火)午後3時00分

場所 熊本市中央区桜町1番3号 市民会館2階第5・6会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福原 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 德行	24番 徳永 芳也

欠席委員(上記24名中2名が欠席)

2番 小佐井 亮祐 3番 西田 廣行

午後3時18分 開会

事務局 それでは、定刻を過ぎまして、お待たせいたしました。ただいまから熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は、農業委員総数24名中、22名でお二人欠席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会は成立をしております。

それでは会長、ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんこんにちは。大変時間が18分も遅れましたことを、お詫び申し上げたいというふうに思います。役員会で忌憚のない意見が活発な意見として出まして、非常に心強く思ったところがございます。本日はご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、熊本県のまん延防止重点措置が今月21日まで再延長されました。農業委員会の活動も制約が多い状況ですが、委員の皆様におかれましては、新年度に向けて、可能な範囲で業務に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や農地利用集積

計画など、主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ挨拶いたします。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは会長、よろしく願いいたします。

議長

それでは議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第第3の議事録署名者及び総会書記を指名いたします。本日の議事録署名者には、24番の徳永芳也委員と1番の谷口憲治委員を、書記に事務局の若松節治参事を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願までの8件でございます。

議案書の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

では、議案書の報告事項の修正をお願いいたします。

報告事項、議案書のカラーページをお開きください。

カラーページの報告事項6、農地改良届、件数5件になっておりますが、取下げのため、件数4件でお願いいたします。

改めまして議案書のカラーページ合計欄173件を、172件にお願いいたします。それから、議案書報告事項の28ページ、黄色の下の方の28ページになります。農地改良届は取下げになっておりますので、斜線でお消しくさいますようお願いいたします。

以上です。

議長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請22件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたし

ます。

1番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請地には露地野菜を作付されるとのことです。

以上、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでした。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて2番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

3番は、贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲を栽培されている農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

4番は、耕作の便宜上取得のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜を栽培されている農家で、申請地には露地野菜を作付される計画です。

5番と6番は関連で、新規就農として賃借権設定の申請です。借受人は、許可後、申請地で水稲及び露地野菜を栽培される計画です。借受人に先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認いたしました。

以上5件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま2番から6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして7番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

7番から9番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン
を栽培されている農家で、申請地内でミカンを栽培される計画です。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン
を栽培されている農家で、申請地にはミカンを栽培される計画です。

9番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン
を栽培されている農家で、申請地でミカンを栽培される計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項
各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果
でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま7番から9番について地元委員よりご報告がございました
が、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして10番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

10番から12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いた
します。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、
露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画
です。

11番、12番は関連で、新規就農として所有権移転及び賃借権設
定の申請です。譲受人は許可後、申請地で水稻、花卉を栽培される計

画です。譲受人は、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聞き取りを行い、新規就農の要件を満たしていることを確認いたしました。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま10番から12番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続いて13番。

7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

13番から14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻及び露地野菜を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

14番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻を栽培されている農家で、申請地には水稻を作付される計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願います。

議 長 ただいま13番、14番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして15番。

5 番 木村憲正委員

5 番委員、木村です。

1 5 番から 1 6 番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 5 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及びトマトを作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

1 6 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲及び露地野菜を作付されており、許可後は水稲を作付される計画です。

以上 2 件につきまして、先日の地区委員会において協議した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、1 5 番から 1 6 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして 1 7 番。

2 0 番 宮本淳一委員

2 0 番委員、宮本です。

1 7 番から 1 8 番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1 7 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は栗、タケノコを作付されており、許可後は柿を作付される計画です。

1 8 番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稲、露地野菜、果樹を作付されており、許可後は露地野菜を作付される計画です。

以上 2 件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま 1 7 番、1 8 番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして19番。

11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

19番から22番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

19番は、所有権移転し、義理の弟へ贈与される申請であります。譲受人は水稻、野菜を栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

20番は、所有権移転し、甥へ贈与される申請です。譲受人は水稻を栽培される専業農家で、許可後はネギ、芋などの露地野菜を作付される予定であります。

21番も、所有権移転し、甥へ贈与される申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培される専業農家で、許可後は水稻を作付される予定であります。

22番は、所有権移転による耕作の便宜上取得される申請であります。譲受人は水稻、露地野菜、ミカン等を栽培される兼業農家で、許可後は隣接する所有農地と合わせて水稻を作付される予定であります。

以上4件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま19番から22番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
続きまして、第2号議案、事業計画変更承認申請3件でございます。
地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、協議状況のご報告をお願いいたします。
それでは、1番、お願いたします。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、令和3年7月に、地区計画による宅地分譲地として県知事許可を受けられた農地法第5条許可の転用工期を変更するための事業計画変更承認申請です。変更内容は、当初許可日から令和4年3月31日までを工期としていたものを、許可日から令和5年8月31日まで延長したいとして申請されたものです。変更理由は、調整池予定地から土器の破片等が出土したことにより、埋蔵文化財詳細調査が必要になったこと、及びガス事業者からの要望で、都市ガスの配管工事が追加となったことにより、造成工事期間に不足が生じたことによるものです。資金計画について問題ありません。

今回の変更による転用事業者の変更はなく、また、土地利用計画についても変更はないため、給排水計画、隣接農地への被害防除について問題ありません。

以上1件、先日の地区委員会において検討した結果、変更後においても事業の確実性が認められること、変更によって周辺の農地に影響を及ぼすことがないこと、また、変更後においても転用許可基準を満たしているものと判断されることから、今回の事業計画変更については、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。
　　なお、1番については、転用面積総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議にて意見を聴取することといたします。

　　続きまして、2番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

2番につきまして、ご報告いたします。

2番の申請人は不動産業を営む法人で、平成31年4月8日の総会

で許可相当とした建売住宅及び公衆用道路への転用で、事業計画に変更があった申請で、同時に5条許可申請が提出されております。

先日の地区委員会で現地調査を行ったところ、申請地の西隣には事業承継者の資材置場や仮設事務所が設置されていること、また、その場所が農地であり、無断転用であったことが分かりました。このため、地区委員会で検討した結果、行政庁の許可が得られていないことから、一般基準を満たしていないものとして、継続審議とするものと協議しました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、2番は継続審議とのこと。この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、2番は継続審議とすることに決定いたします。
　　続きまして、3番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

3番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、令和3年11月に申請地12筆、事業面積3,950㎡を資材置場として利用するため、農地法第5条の許可を受けられた案件です。今回の申請につきましては、許可書交付後、法務局で所有権移転登記の手続をされましたが、申請地12筆の内、1筆の所有者が申請時点で既に亡くなっており、交付された許可書では所有権移転登記ができないことが判明したため、改めて現在の所有者との5条申請が必要となったことから、事業計画変更承認申請されたものです。

変更内容は、当初許可を得ていた農地のなかで、対象となる農地1筆を削除するもので、転用面積が当初の12筆3,950㎡から11筆3,504㎡へ縮小となります。

本件につきましては、事前に事務局より報告があり、事務手続をどのようにすべきか検討いたしました。その内容が特殊であることから、国、県の見解を確認した上で、判断することといたしました。国、県の見解といたしましては、議案書備考欄にありますように、当初申請時の確認不足による申請書の不備が主な原因であるため、許可を取り消したうえで再申請させる方法もありましたが、最終的には、対象

農地以外の11筆については、既に法人への所有権移転登記が済んでいること、また、亡くなられた土地所有者とその相続人が転用申請の内容について納得されていたことなどから、今回の方法により処理することが妥当であるとの結論に至ったわけでございます。

そのようなことで、申請人に対し、今後このようなことがないように指導した上で、今回は事業計画変更承認申請書を提出していただきました。

なお、今回の申請について承認が得られた場合には、再度、対象農地を追加するための事業計画変更承認申請と、現在の所有者を譲渡人とした5条申請が提出される予定です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、今回の事業計画変更承認申請については妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、3番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請5件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、会社員で個人が所有する申請地を貸し駐車場に転用する許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地に周辺の飲食店等の従業員駐車場20台分として、敷地内を敷砂利し利用される計画で、転用面積としては妥当なものと

判断されます。事業目的に合う土地を検討されましたが、適当な土地がなく、申請地を選定したとのこと。工事期間は令和4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、農業と不動産を営む個人が所有する申請地の一部を、貸し駐車場に転用する許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地1,874㎡の一部、175㎡に周辺住民への貸し駐車場7台分として、敷地内を砂利敷きし利用される計画で、転用面積は妥当なものと判断されます。事業目的に合う土地を検討されましたが、適当な土地がなく、申請地を選定したとのこと。工事期間は令和4月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。資力信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続きまして3番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

3番は、農業用倉庫へ転用許可申請です。農地区分は農用区域内の農地で原則不許可ですが、農業政策から農業振興地域整備計画の用途区分変更の通知が添付されており、許可の例外規定の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

す。土地利用計画は、申請地の527㎡のうち232㎡に農業用倉庫1棟を建築される予定で、転用面積としては適正なものと判断されません。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和4年8月31日まで予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。続いて4番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

4番から5番につきまして、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の2分の1を超えないもの」に該当すると判断しました。土地利用計画は既存面積608.56㎡の拡張として、転用面積285㎡に進入路拡幅及び車庫、物入れ1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

なお、申請地は以前より宅地の一部として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は令和4年7月30日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

5番は、資材置場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。申請人も

同地区内に居住しております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積231㎡に申請人が経営する建設業で使用する資器材、砂、砂利、土などの資材置場として整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。

なお、以前より申請地の一部を農機具等置場として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は令和4年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請26件でございます。

地元委員のご報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、医師による診療所を開設するための所有権移転による転用許可申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、立木を含む総事業面積1,564㎡、転用面積728㎡

に脳神経内科の診療所、木造2階建て1棟、建築面積296.02㎡、延べ床面積247.65㎡の建築及び22台分の駐車場として利用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工事期間は令和4年7月31日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

資力信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

開発許可が必要となりますが、開発指導課へ開発行為事前審査協議済みで、開発許可申請中とのことです。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番と3番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

2番は、医療法人による診療所の駐車場を拡張するための所有権移転による転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の広がりのない生産性の低い第2種農地と判断されます。土地利用計画は、転用面積443㎡に従業員用9台、来客用9台、計18台の碎石敷きの駐車場として利用される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。

工期は令和5年2月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。資力信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

3番は、農業を営む夫妻が農家住宅建築のため、使用貸借権を設定して転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区

域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定、集落に接続して設置するものに該当すると判断いたしました。また、代替地についても検討されましたが、申請地しか適当な土地がなく、やむを得なかったとのことでした。

土地利用計画は、転用面積226.39㎡に農家住宅2階建て1棟、1階床面積82.81㎡、延べ床面積142.43㎡の建築のほか、駐車場2台分を整備され利用される計画で、転用面積としては妥当なものとして判断されます。

工期は令和4年12月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。資力信用、転用行為の現実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。農家住宅のための開発許可は不要です。

以上2件、先日の地区委員会で検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま2番、3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして4番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

4番から5番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積267㎡に個人住宅木造2階建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものとして判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ

事前審査の申請中とのことでした。

工事計画は令和5年2月28日まで予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

5番は、所有権移転による個人住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画、転用面積309㎡に個人住宅木造平屋建て1棟及び公衆用道路の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことでした。工事期間は令和4年12月31日までを予定されており、許可後は速やかに着手されることを確認いたしております。

以上2件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま4番から5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして6番。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

6番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

6番は、認可地縁団体である地元自治会からの所有権移転による農業用水施設への転用許可申請です。農地区分は農用地区域内にある農地で、原則不許可ですが、農業政策課からの農業振興地域整備計画の用途区分変更通知が添付されており、許可例外規定の農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積180㎡に、農業用水施設及び2台分の駐車スペースを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和4年5月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま6番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして7番。

18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

7番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置するものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積499㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、分家住宅として開発指導課へ開発行為事前審査の申請中とのことです。工事期間は令和4年12月28日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

- 議 長 ただいま7番について地元委員よりご報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

8番から10番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の集落に接続して設置されるものに該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目を含む総事業面積311.29㎡、転用面積254㎡に個人住宅木造2階建て1棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。なお、申請地は以前より宅地の一部として利用されており、無断で転用していたことに対し深く反省している旨の始末書が提出されております。

資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ事前審査の申請中とのことです。

工事計画は令和4年12月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

9番は、所有権移転による貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。申請人も同地区内に居住しております。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、転用面積1,744㎡に譲受人が代表を務める農業生産法人の従業員駐車場として28台分を整備し、貸し付ける計画

で、転用面積としては適正なものと判断されます。

資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。工事計画は、令和4年4月8日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

10番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置されるもの」に該当すると判断しました。土地選定に当たっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、他地目含む総事業面積311.69㎡、転用面積268㎡に個人住宅木造2階建て1棟を建設される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。

開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。

工事計画は、令和5年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに工事に着手されることを確認いたしております。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま8番から10番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

11番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、農地を所有権移転し個人住宅への転用許可申請です。農

地区区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。また、代替地については、申請地周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は個人住宅1棟、建築面積83.63㎡を建築される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発指導課と協議中とのことです。

工事計画は令和4年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

12番は、第2号議案、事業計画変更承認申請2番と関連で、不動産業を営む法人が所有権移転し、建売住宅及び公衆用道路への転用許可申請です。先日の地区委員会で現地調査を行ったところ、申請地の西隣には事業承認者の資材置場や仮設事務所が設置されていること、また、その場所が農地であり、無断転用であったことが分かりました。このため、地区委員会で検討した結果、行政庁の許可が得られていないことから、一般基準を満たしていないものとして、継続審議とするものと協議しました。

13番は、所有権移転による貸資材置場への転用申請です。農地区区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。

また、申請人は申請地周辺の集落に居住しており、申請人が経営する家電製品販売、修理事業などの会社の資材置場として農地転用するため、申請に係る土地周辺の地域において居住する者の日常生活、また業務上必要な施設と判断しました。代替地については、申請地周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地に本人が経営する家電業の貸資材置場として整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。

工事計画は、令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

14番は、農地を所有権移転し、個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第

1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地については、申請地周辺で農地以外の土地を含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積80.9㎡を建築される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と事前に協議中とのことです。

工事計画は令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

15番は、不動産業を営む法人が農地を所有権移転し建売住宅への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地については、申請地周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地を2区画に分けて整備し、2階建て住宅2棟を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可も事前審査回答書の提出もなされております。

工事計画は、令和5年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

16番は、使用貸借権設定による個人住宅への転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地については、申請地周辺で農地以外も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、個人住宅1棟、建築面積75.81㎡を建築される計画で、転用面積は適当なものと判断いたします。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課より事前審

査回答書が提出されております。

工事計画は、令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

17番は、不動産業を営む法人が農地を所有権移転し、建築条件付き売買予定地への転用許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地については、申請地周辺で農地以外の土地を含めて代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、総事業面積1,463㎡に建築条件付き売買予定地6区画の造成のほか道路を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。また、建築条件付き売買予定地として転用の許可を受ける売買要件については、申請書記載事項により確認しており、同時に転用事業者と土地購入者間の売買契約書案も添付されております。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課と協議中とのことです。

工事期間は、令和5年8月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上7件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、12番は一般基準を満たしていないものとして継続審議とし、ほかの6件については、立地基準の面、一般基準の面いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は適当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま11番から17番について、地元委員よりご報告がございましたが、12番は継続審議とのことです。この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、11番と13番から17番は、申請どおり許可することに決定し、12番は継続審議といたします。
続きまして、18番。

20番 宮本淳一委員

20番委員、宮本です。

18番から21番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、不動産売買及び建築工事業を営む法人が、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件が合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅7棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。

工事期間は、令和5年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

19番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟、99.19㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされております。

工事期間は、令和4年12月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、不動産売買及び建築工事業を営む法人が、所有権移転による建売住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造2階建て住宅17棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発許可の事前審査回答書の提出もなされており、工事期間は、令和5年12月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

21番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。代替地については、周辺で農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、ほかに条件の合う土地がなかったため、申請地を選定されております。

土地利用計画は、申請地に木造平屋建て住宅1棟、96.29㎡を建設される予定で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。また、開発許可が必要となりますが、集落内開発制度区域内で、開発指導課の事前協議の申請中とのことです。

工事期間は、令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま18番から21番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、20番については、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議で意見を聴取することといたします。

次、22番。

19番 磯田修一委員

19番委員、磯田です。

22番、23番について、地区委員会で協議状況をご報告いたします。

22番は、土木業及び廃棄物処理業等を営む個人が、所有権を移転し、貸資材置場及び貸車両置場へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。土地選定にあたりましては、農地以外の土地も含め代替地を検討されましたが、事業規模、周辺の道路状況などから、他に条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地3筆、合わせて3, 232㎡を、トラック4台、重機3台分の車両置場及び山砂、砕石などの土木資材置場、そのほか従業員用の駐車場、車両転回スペースなどとして整備し、自身が経営する法人へ貸し付けられる計画となっております。土地利用計画の内容から、転用面積は適正なものと判断いたします。

工事は自社施工で、土地取得費など資金計画、排水計画等に問題はなく、確実に事業が行われるものと判断いたします。また、周囲の状況から、転用による周辺農地への影響もないものと思われま

す。工期は、許可日から令和6年3月31日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

23番は、所有権を移転し、耕作用道路へ転用される申請です。農地区分は、農用地区域内の農地のため、通常は事前に用途区分の変更が必要ですが、今回の転用については、農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第1項第9号及び同法施行規則第36条第2号の規定に基づき、道路幅3m以下の小規模の農道を設置するものであることから、農用地区域内における開発行為の許可及び用途区分の変更手続について不要であることを確認しております。よって、今回の申請につきましては、農用地利用計画において指定された用途に供するものとして、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしました。

なお、申請地は、既に幅2.5m、長さ約20mのコンクリート舗装道路として利用されており、申請に当たりましては、始末書が添付されております。これまでの経緯といたしまして、譲受人が所有する農地が周囲の道路と接しない袋地であったため、隣接する農地所有者の承諾を得て、農地の一部を農業用機械等の進入用道路として利用してこられ、平成27年1月、現状のコンクリート舗装とし現在に至っております。今回は、この道路部分を所有者から譲渡していただけることになり、所有権を移転するため申請されたもので、地区委員会といたしましては、転用の目的、必要性などから事後承認もやむを得ないものと判断いたしました。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、いずれも転用許可基準を満たし

ており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、
よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま22番から23番までについて、地元委員よりご報告がご
ざいしましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
なお、22番につきましては、総転用面積が3,000㎡を超えま
すので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することと
いたします。
次、24番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

24番から26番について、地区委員会での協議状況をご報告いた
します。

24番は、太陽光発電事業等を営む法人が、所有権移転し、太陽光
発電設備に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象とな
っていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。
土地の選定にあたっては、代替地として近隣で農地以外の土地などを
検討されましたが、日照、事業規模など、条件に合う土地がなく、申請
地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地3筆を合わせた8,572㎡に太陽光パネル
1,624枚、発電容量673.9kwの太陽光発電設備を計画さ
れており、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画等に問
題はなく、添付書類として電力会社からの系統連系に係る契約の案内
及び経済産業省の認定書の写しなど、必要書類も揃っております。

排水は雨水のみで自然地下浸透で処理される計画ですが、オーバー
フロー分は水路への放流となるため、排水同意書が添付されておしま
す。なお、周囲が傾斜地であるため、これまでと流域が変わるような
造成を行わないことなど、被害防除対策には万全を期すようお願いし
ております。

工期は許可日から令和4年9月4日までを予定されており、許可後、
速やかに着手されることを確認しております。

25番は、所有権移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、
農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第

2種農地と判断いたします。土地の選定にあたりましては、代替地として農地以外の土地も検討されましたが、立地条件や売買の意向等などから、ほかに適当な土地がなく、集落内開発制度指定区域内にある申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地499㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築されるほか、駐車スペースなどとして利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要となりますが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。

工期は、許可日から令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転し個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地の区域内にある第2種農地と判断いたします。土地の選定にあたりましては、代替地として周辺で農地以外の土地も含め検討されましたが、ほかに適当な土地が見つからず、集落内開発制度指定区域内にある申請地を選定されたものです。

土地利用計画は、申請地391㎡に木造平屋建て住宅1棟を建築し利用される計画で、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われます。開発許可が必要ですが、事前審査の回答済みで、許可の見込みもあるものと判断いたします。

工期は、許可日から令和5年3月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上3件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した結果、立地基準及び一般基準を満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま24番から26番までについて、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　なお、24番につきましては、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見聴取することいたします。

事務局

続きまして、第5号議案及び第6号議案でございます。

この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

それでは、第5号及び第6号議案は関連ですので、併せてご説明いたします。

15ページをご覧くださいませ。

第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(12号)についてご説明いたします。

初めに所有権移転ですが、明細16ページの1番から20ページの16番までの合計16件で、公社からの売渡しが3件、公社による買取りが12件、相対が1件で、面積は16件合わせまして田3万2,949.01㎡、畑3,909㎡の合計3万6,858.01㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの17番から36ページの62番までの合計46件で、契約期間別では6年未満が18件、10年以上が28件で、面積は46件、合わせまして田15万1,643㎡、畑2万6,831㎡の合計17万8,474㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、麦、施設野菜、果樹、畑作物です。

次に再設定分です。明細36ページの63番から39ページの71番までの合計9件で、契約期間別では6年未満が5件、6年以上10年未満が1件、10年以上が3件で、面積は9件合わせまして田2万3,437㎡、畑1万1,916㎡の合計3万5,353㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、施設野菜、果樹、露地野菜です。

続きまして、第6号議案です。40ページをご覧ください。こちらは農地中間管理機構との貸借の新規設定になります。明細41ページの1番から67ページの45番までで、契約期間別では6年未満が5件、10年以上が40件で、面積は45件合わせまして田21万1,188㎡、畑6万7,383㎡の合計27万8,571㎡です。権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号及び第6号議案の説明につきましては以上でございます。

議長

ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につ

きましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことをございます。この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

続きまして、第7号議案、非農地証明願2件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

10番 東哲治委員

10番委員、東です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は以前より宅地として利用していましたが、急遽建て替えの際、農地であることが判明しました。申請地について、地元住民2名からの証明により、宅地として利用されたことが確認されております。このことから、昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前からの引き続き非農地だった土地と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について何ら問題がないものと判断しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、2番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

2番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

願い出の土地については以前から宅地として利用されておりましたが、昨年実施された地籍調査により、登記地目が農地であることが判明したため、願い出されたものです。地区委員会での調査にあたりましては、現地の状況、昭和24年当時の航空写真、近隣住民の証言などを基に調査を実施し、その結果、願い出の土地が農地法が施行される前から宅地として利用されており、引き続き農地以外の土地であったものと判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、協議した結果、証明の交付について何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願5件でございます。地元委員のご報告に当たりましては、対象農地の耕作状況など調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

　　それでは1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、贈与税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地7筆を願い出て、自ら引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。なお、農地が東部地区、飽田地区、南部地区にまたがることから、各地区委員会で確認された結果を東部地区で集約してご報告いたしました。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
次、2番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予継続のための証明願です。願出人は対象農地2筆を願出人自らが引き続き農業経営を行っていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題がないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いたします。

議 長 　　ただいま2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。
次、3番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、租税特別措置法第70条の4第1項の贈与税納税猶予継続及び地方税附則第12条第2項の不動産取得税徴収猶予継続のために必要とする証明の願出です。願出人は水稻を栽培されている農家で、対象農地6筆について、引き続き農地として適正な管理、耕作が行われていることを地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については何

ら問題ないものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま3番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

次、4番。

4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

4番、5番について、地区委員会での協議状況についてご報告いたします。

4番は、贈与税及び不動産取得税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。対象農地につきましては、事前に地元農業委員と推進委員による現地調査を行い、その結果を地区委員会でご報告いただいたところ、対象農地6筆全てについて農地として適正に利用されていることを確認しております。

5番は、贈与税の納税猶予継続のための引き続き農業経営を行っている旨の証明願です。この件につきましても、事前に地元の農業委員と推進委員が現地調査を行い、その結果を地区委員会でご報告いただいております。調査結果といたしましては、対象農地8筆の内、7筆については農地として適正に利用されていることが確認され、残る1筆については、農地以外の目的、具体的には揚水機場として利用されていることが確認されております。なお、この1筆につきましては、前回の証明時におきましても農地以外である旨を記載して、証明書を交付しているところです。

以上2件、先日の地区委員会で検討した結果、5番の1筆を除き、引き続き農地として適正に利用されており、証明書交付について何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま4番、5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 議案書のカラーページ報告事項一覧をご覧ください。
1番から11番までの合計172件となっております。件数のみ報告いたします。
以上です。
- 議 長 次に、次第6のその他です。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 事務局の森元でございます。
タブレット導入について、簡単にご説明させていただきます。
お手元にカラーの1枚ものの資料があるかと思います。
まず、タブレットの導入の経緯でございますが、令和3年11月29日に閣議決定されました令和3年度農林水産関係補正予算において、農業委員会による情報収集等効率化支援事業が盛り込まれました。同事業では、農業委員会がタブレット端末を購入する費用が措置されており、令和4年度当初で予定されておりました予算が前倒しされた形になっております。
これを受けまして、農林水産省から熊本県を通じまして、予算措置の依頼が本市にあり、本市でも2月の補正予算において計上したものでございます。
この端末導入につきましては、全国全ての農業委員会が導入することを前提としております。まず具体的に、どういう利用をするかと申しますと、農林水産省の地理情報システムeMAFF、地図とか農地ナビ、このシステムを利用しまして、タブレットを用いまして、仮に例えばアンケートにより農地の貸手、借手の今後の意向調査を実施し、意向を反映させた現状地図を作成します。作成した地図をたたき台として、市町村、農業委員会、農地バンクが農地を活用して、目標地図のシミュレーションを実施し、今後、担い手への農地の集積、集約化を図ることなどを利用、計画されております。例えば農地の出し手、受け手の意向確認結果を反映した10年後の地域の姿を描いた地図などを作成することが検討されております。
台数でございますが、積算基礎といたしまして、最適化推進委員、

この方たちの人数の2分の1というのが、台数購入の基礎になっております。導入といたしましては、基本的に6月前後に導入を予定されているところでございます。

今後、導入が決まりまして、実際どのような利用方法をするかということが、国のほうから県を通じて連絡があるかと思っておりますので、皆様のほうには、今後、利用方法並びにどういう形で使用するのかということもお示しができるかと思っております。

現状では、まずはタブレットを購入するという補正予算で進んでいるところでございます。

簡単でございますが、説明を終わります。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、この件について何かございませんか。

一　　同　　（発言する者なし）

議長 　　それでは、以上で全ての案件が滞りなく終了いたしました。なお、本総会において決議されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしと認めます。

よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

ありがとうございました。

事務局 　　ありがとうございました。これにて閉会いたします。

閉　　会　　午後4時52分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年3月8日

議 長

福原 幸一

署名委員

谷口 憲治

署名委員

徳永 芳也

書 記

若松 節治